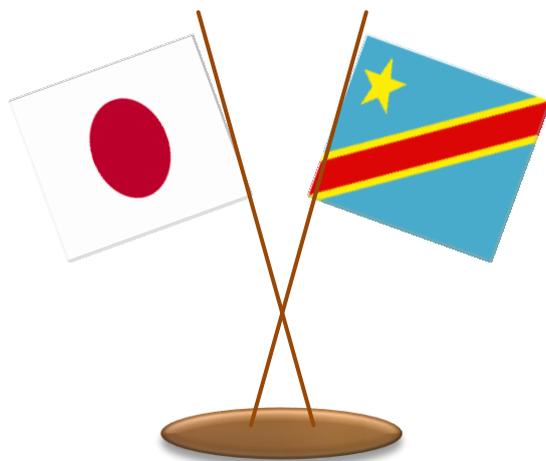


2021年1月改訂

# 安全の手引き

～コンゴ民主共和国で安全に生活するために～



在コンゴ民主共和国日本国大使館

L'AMBASSADE DU JAPON EN RÉPUBLIQUE DÉMOCRATIQUE DU CONGO

---

# 目次

I	序言	1
II	防犯の手引き	2
	1. 防犯の基本的な心構え	2
	2. 最近の犯罪発生状況	2
	3. 防犯のための具体的な注意事項	3
	4. 交通事情と事故対策	4
	5. テロ・誘拐対策	5
	6. 緊急時の連絡先	5
III	在留邦人用緊急事態対処マニュアル	6
	1. 平素の準備と心構え	6
	2. 緊急時の行動	7
	3. 緊急事態に備えてのチェックリスト	9
IV	結語	11

---

## I 序言

アフリカ大陸のほぼ中央に位置するコンゴ民主共和国。人口は9,000 万人を超え、面積は西ヨーロッパにも匹敵する広大な国土を有しています。鉱物資源にも恵まれており、コバルト、銅、ダイヤモンドなどのほか、電化製品に欠かせないタンタル、スズ、タングステンなどを産出する世界トップクラスの鉱産資源国です。しかし、これらの利権を巡る内戦・紛争と政治的な混乱によって、国内経済は長らく低迷し、世界の最貧国の一つと呼ばれるほど国民生活は困窮を極めています。このような背景から、国内では貧困に起因する金品目当ての犯罪が多発しています。また、2018年12月に実施された大統領選挙で野党党首が当選し、当国史上初めて選挙による民主的な政権交代が実現しましたが、不安定な要素が内在していることから、引き続き政治・治安情勢に注意する必要があります。東部地域（オー＝ウエレ州、イツリ州、北キブ州、南キブ州及びバ＝ズエレ州の中央アフリカ国境地帯等）では、反政府勢力による地元住人の虐殺、誘拐などの非人道的行為の発生が多数報告されています。中南部地域（カサイ州、中央カサイ州及び東カサイ州）では、2016年8月以降、伝統的首長（Chef coutumier）のカムウイナ・ンサプを信奉する民兵組織と治安当局との衝突が頻発し、2017年には国連職員2人が殺害される事件が発生しています。また、2020年には、コミュニティ間の対立やコンゴ（民）軍とアンゴラ軍との衝突等がたびたび発生し、多くの死傷者が出ています。

この冊子は、コンゴ民主共和国を取り巻く一般犯罪、政情不安、反政府運動等、さまざまなリスクの下で、邦人の皆様に安全に、かつ安心して生活していただくため、心得ておくべき基礎的な情報を提供する目的で作成したものです。本冊子が皆様の安全対策の一助になれば幸いです。

## II 防犯の手引き

### 1. 防犯の基本的な心構え

コンゴ民主共和国の行政管理下で生活している皆様の安全は、第一義的にコンゴ民主共和国政府がその責任を負っており、皆様が事件や事故に巻き込まれた場合は、同国治安当局に届出あるいは申告し、同国の手続きに従って解決を図る必要があります。日本大使館は、邦人保護の観点から、皆様が治安当局に届出等するための通訳人、弁護士、病院等の紹介、日本のご家族への連絡など可能な限りの支援を行いますが、治安当局の事件処理や捜査に直接介入することはできません。また、コンゴ民主共和国では、一般的に日本国内と同様の行政サービスを期待することはできません。つまり、万一、皆様が事件や事故に遭遇したとしても、**当国の治安当局による事件処理や捜査に基づく、加害者の処罰や被害品返還への大きな期待はできないと考えておく必要があります。**

従って、**まずは事件や事故に巻き込まれることを未然に防ぐこと、すなわち「防犯」の意識が非常に大切です。**防犯の基本的な心構えは、**「自分の身は自分で守る」という自覚を常に持つこと**です。トラブルに巻き込まれないよう、各自ができる限りの防犯対策をしっかりと行うことが肝要です。

### 2. 最近の犯罪発生状況

コンゴ民主共和国における最近の犯罪発生状況を分析すると、人口が密集する「都心」では、「シエゲ」と呼ばれるストリート・チルドレンによるスリやひったくりが多発しています。犯罪者はホテル、飲食店、スーパー等に入出入りする人々を遠方から監視し、標的となる者を物色しています。標的になり易いのは、金持ちのイメージが定着している我々「外国人」と、身なりの良い富裕層です。標的を定めた犯罪者は、駆け足で近づき、標的の上着やズボンの後ろポケットに入った財布をすり、あるいは所持しているバッグ、携帯電話、身に付けている宝飾品をひったくって逃走します。標的が抵抗した場合、犯罪者は躊躇なく暴行を加え、抵抗を排除して逃走します。犯罪者には、多くの場合、実行犯の逃走を手助けする共犯者がおり、犯行後、バイクや車両を使って逃走します。**車両を乗り降りする前後は、無意識に物事を考えていたり、他の出来事に気を取られていたり、油断しがちです。車両乗降前、施設から出てくるとき、または施設に入るときは周囲の状況をよく点検し、怪しい人影がないか注意してください。**

この他にも、徒歩で移動中の外国人が、警察官（または警察官を装った者）に呼び止められ、旅券の提示を求められたためにこれに応じたところ、査証に言い掛かりを付けられ、その場で罰金名目の現金を支払わされる事案が発生しています。類似事案は他にも発生しています。なお、**当国の警察、出入国管理当局等の公務員はいずれも給与水準が低く、給与支払いも遅延しがちであるため、賄賂の要求が**

常態化しています。不正行為に付け入る隙を与えないよう、慎重な行動を心掛けましょう。

「郊外」では、「クルナ」と呼ばれる不良暴力集団による押し込み強盗や身代金目的の誘拐などの凶悪事件が発生しています。「郊外」は「都心」に比べて警察の配置も少なく、犯罪者の犯行も大胆かつ凶悪で死傷者も多数出ています。犯罪者に狙われた場合、犯行を防ぐことは困難です。住居を選定する前に、必ず地域の犯罪情勢、建物の安全対策を確認しましょう。

(2019年11月には、キンシャサ市ゴンベ地区においてインド人が強盗の被害に遭い、逃げようとした犯人(複数)から発砲され足を負傷する事案が発生しております。)

### 3. 防犯のための具体的注意事項

#### (1) 住居

犯罪と政情不安に起因する暴動等の発生が多いコンゴ民主共和国では、住居選定において重視すべきは利便性よりも安全性です。建物を囲う壁の高さ、ワイヤーブレード(有刺鉄線)の高さ、配置されている警備員の数と質、施錠設備の堅牢性など、物件そのものの安全性に加え、暴動・テロの対象となり得る政府機関あるいは略奪対象となり得る飲食店・商店が隣接していないかも確認してください。

#### (2) 外出

以下の注意事項をよく読んで防犯意識の高揚に努めてください。

- 昼夜を問わず、不必要な外出は避ける。
- 公共交通機関(バス、タクシー等)は利用しない(誘拐、強盗)
- 昼夜を問わず、徒歩での外出はしない(誘拐、強盗)
- 深夜・未明に及ぶ外出はしない(誘拐、強盗)
- 外出時、必要以外の多額の現金は携行しない(強盗、ひったくり)
- 外出時、財布・貴重品は外部から視認できる方法で携行しない(強盗、ひったくり)
- 車両乗車時は常時施錠し、必ず窓を閉める(強盗)
- 車両乗車時駐車後も外部から視認できる場に財布、携帯、貴重品を置かない(車上ねらい)
- 車両乗降時は特に狙われている可能性が高いので油断しない(ひったくり)
- 警察官から停止を求められても降車しない(窓を少し開けて対応する)
- 警察官から旅券等の提示を求められても手渡さない(窓越しに見せる)
- 多くの人、警察、軍隊が集まる場所には近づかない
- 突如、人、警察、軍隊が集まり出すなど不穏な状況があれば直ちにその場から離脱する
- 公共の場所で写真撮影は行わない(特に、軍、警察、空港、政府施設周辺)
- 犯罪被害に遭った場合は抵抗をしない(生命の安全を最優先)

#### (3) 生活

海外生活において油断は禁物です。犯罪者は常に一攫千金を狙い、標的となる者を物色していることを念頭に、華美な服装、高級ブランド品あるいは装飾品の所持は避けてください。買い物や通勤等において一定の行動パターンがあると、犯罪者に次の行動が読まれやすく、犯行の好機を与えることに繋がります。時に外出時間やコースを変更するなど用心を怠らないようにお願いします。

使用人あるいは運転手を雇用する場合、知人などの紹介で雇い入れる場合が多いと思われませんが、「信用」しても過度に「信頼」しないようにしてください。

**point!**

### 海外における安全のための行動三原則

**“目立たない”、“行動を予知されない”、“用心を怠らない”**

※アフリカ社会では、特にアジア人の容姿が目立ちますので、より注意が必要です

## 4. 交通事情と事故対策

コンゴ民主共和国では、近年、全国的に車両が増加しており、都市部では慢性的な渋滞が常態化しています。信号や車線を遵守しない交通規範の低さと陥没や冠水が多い劣悪な道路事情が渋滞の悪化に拍車をかけています。日本とは全く異なる劣悪な交通事情に鑑み、安全のためにも皆様がご自身で車両を運転することは避け、防衛運転に優れた運転手を雇用することをお勧めします。万一、交通事故を起こしてしまった場合（巻き込まれた場合も）は、原則として次のように対処してください。ただし、ご自身の身に危険が及ぶ場合（例：事故の相手方が激高して暴力的行為に及びそうな場合、事故を目撃した通行人から暴行を受けそうな場合）はこの限りではありません。身の安全を第一に行動してください。

(1) 物損事故（けが人がいない、ほかの車両または不動物との接触事故）の場合

○ 事故の申告

最寄りの警察または交通警察に事故の発生を速やかに申告してください。近くにいない場合は可能な限り速やかに申告してください。

○ 二次的事故の発生防止

公道上の事故の場合は、二次的事故の発生を防止するため、速やかに車両を安全な場所に移動させてください。事故の影響で車両を移動できない場合は、当該車両から 30 メートル程度手前に三角表示板を設置し、ハザードランプ（非常点滅表示灯）を点灯させるなど事故の発生、事故車両の存在を周囲に知らせてください。

## (2) 人身事故 (けが人をともなう事故) の場合

### ○ 負傷者の救護

まずは負傷者の救護が第一です。病院に通報するか、最寄りの警察または交通警察を介し救急車の派遣を要請してください。

### ○ 事故の申告

物損事故発生時と同様に、警察への申告が必要です。最寄りの警察または交通警察に事故の発生を申告してください。

### ○ 現場離脱の特例

警察等への事故の申告、負傷者の救護、あるいはご自身の安全確保のために現場を離れることは当国交通法令に抵触する行為ではありません。身の危険を感じた場合は、直ちに現場を離脱し、安全な場所まで退避した上で警察または日本大使館まで一報ください。

**Point!**

**運転する方は運転免許証と任意保険証を必ず携行しましょう**

## 5. テロ・誘拐対策

コンゴ民主共和国では、日本人または日本権益を標的とするテロ事件や、日本人を狙った誘拐事件は確認されていませんが、近年、米国権益を標的としたテロ未遂事件等が発生し、外国人の子女を狙った身代金目的の短時間誘拐事件も発生しており十分注意が必要です。コンゴ民主共和国における対日感情は非常に良いと言えますが、経済進出が著しい中国に対する感情は良くありません。同じアジア人として、日本人も事件の標的となる危険性があるということを理解しておく必要があります。

## 6. 緊急時の連絡先

コンゴ民主共和国では、通信インフラが脆弱であるため、官公署でも電話を設置していない、または繋がらないケースが多くあります。困りの場合は日本大使館までご連絡ください。

日本大使館

代表電話 (0) 81-555-4731~4

緊急電話 (0) 81-880-5059

領事担当 (0) 81-880-5912

※至急の場合は夜間・休日を  
問わずご連絡ください

警察

キンシャサ市警察緊急電話 112

消防

キンシャサ市消防緊急電話 (0) 99-936-9936

病院

キンシャサ中央病院 (CMK) (0) 89-895-0300

### Ⅲ. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

#### 1. 平素の準備と心構え

本冊子における緊急事態とは、コンゴ民主共和国で生活する皆様の生命、身体及び財産等に危険が差し迫っている状態をいいます。例を挙げると、大規模な災害または事件・事故、治安情勢に大きな影響を及ぼす暴動・テモ行進の発生、危険な感染症の流行などがこれにあたります。このような事態に陥った場合、または陥る可能性がある場合において最も重要なことは、正確な情報を入手し、自らが置かれた状況を分析し、適切な対応を執ることです。緊急事態は、ある日突然やって来ます。従って、緊急事態に対する平素の準備と心構えが極めて重要になるのです。

##### (1) 在留届の提出及び更新

日本大使館からの連絡や情報発信が確実に入手できるよう、コンゴ民主共和国に3か月以上滞在する場合は「在留届」に、3か月に満たない滞在の場合は「たびレジ」に登録してください。

**point!**

**「在留届」及び「たびレジ」への登録 = 最新情報の入手が可能**

- インターネットによる電子届 (ORR net) : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>
- 「たびレジ」: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

##### (2) 連絡体制の整備

緊急事態の発生は予見できません。それぞれのご家族、または会社・団体に緊急時の連絡方法、避難場所等を予め検討しておくことをお勧めします。

##### ア インターネットの遮断

コンゴ民主共和国では、混乱の発生が予期されると政府がインターネットを遮断する場合があります。インターネットが遮断されると各種 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) も SMS (ショート・メッセージ・サービス) も使用できません。唯一の連絡手段は、携帯電話です。携帯電話を常時携帯するとともに、電力事情の悪い国ですので、電池切れに備えて予備バッテリーも準備しておくことをお勧めします。

##### イ 出国時の確実な連絡

緊急事態発生時、日本大使館は在留邦人の安否確認のために皆様に直接お電話することがあります。万一、皆様と連絡が取れない場合は、大使館員が直接ご自宅まで安否確認に行く場合も

あります。在留邦人すべての安否確認を迅速かつ円滑に行うためには、皆様が在留中なのか、あるいは出国中なのかを平素から把握させていただくことが極めて重要です。一時帰国、または一時出国のために当国を不在にする場合は、確実に前もって日本大使館までご連絡ください。

#### ウ AM 放送による緊急放送

緊急事態が発生した場合、日本大使館の AM 放送機を使って、皆様に避難等に関する「お知らせ」などを流すことがあります。携帯ラジオ、車載ラジオなど AM 放送(周波数:1530 Khz) が聞ける手段があればご活用をお願いします。

#### (3) 緊急時の情報収集

緊急事態発生時の対応で最も重要なことは正確な情報の入手です。インターネットや電話が使える状況であれば、大使館からのメールや電話で最新情報の入手が可能です。これらが使用できない場合、日本大使館による AM 放送、海外の放送局による FM 放送、「NHK ワールド・ラジオ日本」による短波放送等のニュースなども有益ですので、ラジオを準備しておくこともお勧めします。

##### ア AM 放送

日本大使館緊急放送 : 周波数 1530Khz

##### イ FM 放送

RFI Afrique(フランス国際ラジオ放送・キンシャサ) : 周波数 105.0Mhz

RFI Afrique(フランス国際ラジオ放送・ブラザビル) : 周波数 93.2Mhz

Radio Okapi(MONUSCO 放送) : 周波数 103.5Mhz

Top Congo FM(コンゴ民放送局) : 周波数 88.4Mhz

##### ウ 短波

NHK ワールドラジオ・日本: <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/#short-wave-contents>

#### (4) 緊急避難場所

大使館が指定する緊急避難は以下のとおりですので、事前に場所の確認をお願いします。

##### ア 日本大使館

372, Avenue Colonel Mondjiba, Concession Immotex, Ngaliema, Kinshasa

##### イ 大使公邸

10, Avenue des Ambassadeurs, Gombe, Kinshasa

##### ウ 国有官舎(大使公邸隣)住所

1743, Avenue Batetera, Parc Selemba, Gombe, Kinshasa

## 2. 緊急時の行動

### (1) 基本的な心構え

緊急事態の発生、またはそのおそれがある場合、日本大使館は短期滞在者を含めた在留邦人の皆

様の安全確保のために万全を期した活動を行います。事案の認知と同時に皆様がどのような状況にあるかを瞬時に把握することは不可能です。従って、緊急事態が発生した場合は、以下のポイントに従ってまずは皆様自身でできる措置を講じて下さい。

**point !**

- まずはご自身の安全を最優先に逃げる、隠れる、避難する
- 判断を誤らないよう冷静に状況を判断し、速やかに行動する

## (2) 情報の把握

身の安全を確保した後、次の行動(その場で待機すべきか、日本大使館などに避難すべきか等)を起こす上で「正確な情報の把握」は不可欠です。緊急事態が発生すると、フェイクニュースや根拠のない憶測などが飛び交い情報が錯綜します。日本大使館は、皆様に対して各種緊急情報を発信しますが、刻一刻と状況は変化します。適時、正確な情報が把握できるよう皆様ご自身でもテレビ、ラジオやインターネットを介して幅広い情報収集に努めて下さい。

**point !**

### 日本大使館からの各種緊急情報の発信方法

- 領事メールによるメール送信 (在留届に記載され皆様のメールアドレスへ)
- SMS によるメール送信 (在留届に記載された皆様の電話番号へ)
- 大使館ホームページへの記載
- 電話による緊急連絡・安否確認 (在留届に記載された皆様の電話番号へ)

## (3) 大使館への通報等

緊急事態が発生した場合、上記のとおり、日本大使館から皆様に各種緊急情報を発信し、状況に応じて電話による緊急連絡・安否確認を行います。皆様も、ご自身の安全が確保でき、状況が許すようであれば、無理のない範囲で結構ですのでご自身(ご家族を含む)安否や現在の状況について、率先して日本大使館あてにご連絡をいただけますようご協力をお願いします。

## (4) 国外への退避

### ア 自主的な退避の検討

緊急事態が発生し、または発生の可能性が高い場合は、事態が深刻になる前に、商用機があるうちに自主的に出国することを検討してください。自主的に出国する場合は、必ず事前に退避先及び退避方法を日本大使館に連絡するようお願いいたします。

### イ 退避勧告

日本大使館が「退避勧告」を発出した場合は、速やかに国外へ出国してください。時機を逃すと、商用便の運航が停止され、空港も閉鎖されるおそれがありますのでご注意ください。

#### ウ 商用便が手配できない場合など

商用便の運航が停止された場合、または商用便の座席等が確保できない場合などは、臨時便や日本国政府が用意するチャーター便、他国の軍用機、チャーター船などを利用して退避する場合がありますので、大使館と緊密に連絡をとり、その指示に従うようにしてください。

#### エ 集合を呼び掛けた場合の措置

日本大使館が、退避または避難のための集合をお願いした場合には、あらかじめ指定した緊急避難先(Ⅲ、1、(4)参照)に集合してください。その際、しばらく避難先で宿泊する場合も想定されますので、手持ちの食料や生活必需品を持参するようお願いいたします。

#### オ 持参荷物

国外退避に際しては、手荷物に制限を受けることがあります。荷物は必要最小限(スーツケース1個程度、10キロが目安)にして頂くようお願いいたします。

#### カ 国外退避時のルート

日本大使館が想定している国外退避のルートは次のとおりです。

- ・ 空路： ソジリ空港 → 国外
- ・ 河川路： ソンゴビラ港(コンゴ川沿いビーチ)等 → ブラザビル(コンゴ共和国)

### 3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

ひとたび緊急事態が発生すると、一瞬の判断や行動の遅れが危険に直結する可能性があります。以下のチェックリストを参考にして、平時のうちに避難等に向けた準備行ってください。

#### (1) 旅券等

- 旅券の残存有効期限が6か月以上あることを確認する。同期限が1年未満の場合、大使館で再発給の申請ができますが、申請から発給まで2、3週間を要します。余裕を持って申請してください
- 旅券最終ページの「所持人記載欄」に必要事項を漏れなく(血液型を含む)記入しておく
- 旅券は、イエローカード(黄熱の予防接種証明書)とともに保管し、持ち出し準備をしておく

#### (2) 現金・貴重品等(貴金属、クレジットカードを含む)

- 家族全員が10日間程度生活するに足りる食費等の現金を準備しておく
- 上記に加え、暴動の発生など危機的状況が予想される場合には、予め出国のための航空賃等も準備しておく
- 旅券同様、いつでも持ち出しできる準備をしておく

### (3) 自動車

- いざという時に正常に運転できるよう整備しておく
- 常に一定以上の燃料を入れておく
- 懐中電灯、地図、ティッシュペーパー、絆創膏や消毒液等の応急セット等を備えておく
- 鍵を使用人に預けたままにしない。万一の時は、自身が運転して乗り出せるようにしておく

### (4) 自宅

#### 非常食料等

ご自身、若しくはご家族が、当面の間(10日程度)、ご自宅にて避難することを想定して、米、調味料、缶詰類(及び缶切り)、インスタント食品、ビスケット等の保存食品及びミネラルウォーターを備蓄しておく

#### 医薬品等

常備薬のほか、外傷薬、消毒用せっけん、衛生綿、包帯及び絆創膏等を準備しておく

#### 断水に備え、空きペットボトル、バケツ生活用水を貯めておく

#### 停電に備え、懐中電灯、ろうそく等を用意しておく

#### 緊急時に慌てぬよう現金、旅券等を入れた「非常時持ち出しバッグ」を準備しておく

### (5) その他、緊急時に携行するもの

#### 携帯電話、充電器、予備バッテリー

#### 衣類、下着等の着替え(麻、綿の吸湿・耐暑性に優れたもの。長袖・長ズボンも準備。)

#### 履物(運動靴などの動きやすいもの)

#### 洗面用具類(タオル、歯磨きセット、石けん等)

#### 非常食

日本大使館等の自宅以外の場所に避難することを念頭に、インスタント食品、缶詰類、ミネラルウォーター、大型の水筒等を携行できるようにしておく

#### 医薬品等

常備薬、常用薬、外傷薬、絆創膏、包帯、ガーゼ、脱脂綿等

#### ラジオ

短波ラジオ(NHK 国際放送受信用)、AM ラジオ(大使館からの放送受信用)、予備電池

#### その他

懐中電灯、ろうそく、ライター、マッチ、ナイフ、簡易食器、缶切り、栓抜き、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾(応急的にはいす用のクッション)など

## IV. 結語

本冊子を読まれた皆様は、コンゴ民主共和国において、どのような事件・事故が発生し、どのような対策が必要か、そして、防犯や危機管理に対する意識のあり方についてもご理解していただけたと思います。しかし、治安や社会情勢は常に変化しており、本冊子に記載した以外のトラブルに遭遇する可能性もあります。そのようなときでも、「自分の身は自分で守る」という基本は忘れず行動することが大切です。困ったことが起きたとき、最も頼りになるのは「自分自身」ということを常に思い返してください。

この「安全の手引き」が、コンゴ民主共和国で生活を営む皆様方の支えとなり、在留邦人の皆様が、より安全対策に高い意識を持って取り組む一助になれば幸いです。